

## 奈良県聴覚障害者協会「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

### 1. 手話言語条例の制定について

大和郡山市議会では本年3月、奈良県初の「大和郡山市手話に関する基本条例」が可決されました。奈良県では、奈良県議会が2014年6月定例議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択しました。このことは、手話が言葉として認められ、障害者の人権が認められた画期的な成果です。これを生かして、奈良県でも新しい議会で制定をめざすために働かせてください。

### 2. 奈良県の就職事情

職場内でのコミュニケーション不足に起因する聴覚障害者の就職難や解雇などの問題解決にがんばります。聴覚障害者で転職を経験した人の割合は4割程度の水準で推移していると報告されています。転職の主な理由としては、職場の雰囲気・人間関係の困難や、仕事が合わない、会社の配慮不足などがあげられますが、手話や指点字通訳者の派遣、要約筆記などの導入による改善で、就労者を増やすことができます。

### 3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳を業務とする人々の多くが女性であり、7割の人が非正職員という不安定身分での雇用形態となっている状態を改め、高度な技術をもった専門家が正規労働者としての身分保障と健康管理の推進が必要です。

### 4. 高齢聴覚障害者の支援

高齢の聴覚障害者のコミュニケーションツールは多様であり、当事者の希望・ニーズにあった介護保険サービスが必要です。しかし、現在の介護保険制度の認定の仕組みには、生まれつき聴覚機能が備わっていない人や、幼少時に聴覚機能に障害を持った高齢聴覚障害者の特有の介護・生活援助の手段が想定されていません。こうした状況から要介護1・2と認定された高齢聴覚者について、特養利用から除外しないようにする必要があります。

### 5. その他

聴覚障害者のコミュニケーション方法は、手話や筆記通訳、パソコン通訳など多様です。障害者自立支援法による地域生活支援事業が、聴覚障害者のさまざまなニーズにきめ細かに対応する体制を整えることができるようにします。

### 6. 回答者氏名 日本共産党 松田みつる

以上